

令和8年度(令和7年分) 市民税・県民税・国民健康保険税等の申告について

重要なお知らせとお願い

- 令和8年度(令和7年分)の申告受付を、中央保健福祉センター(すこやかプラザ)で行います。市役所本庁舎では受付できませんのでご注意ください。
- 吉井地区の申告受付会場が吉井地区コミュニティセンターに変更となっています。昨年と会場が異なりますのでご注意ください。(市HP)
- 市民税・県民税・国民健康保険税等の申告をパソコンやスマートフォンからできるようになりました。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 令和8年度(令和7年分)から申告書の様式が統一され、「申告書 簡易」は廃止になります。
- 返信用封筒が入っている申告書が届いた場合は、提出期限までに郵便で提出してください。
- 本庁および支所・行政センターでは、青色申告、次年に損失を繰り越す申告、令和8年1月1日以前に亡くなった方の申告、不動産や株式の譲渡があった場合の申告、住宅ローン控除の初年度の申告等はお受けできませんので、佐世保税務署申告会場(佐世保合同庁舎6階)へお越しください。(佐世保税務署申告会場へお越しの際は来場予約が必要です)



本庁 管内

申告受付日程

受付期間	申告会場
2月6日(金)～3月16日(月) 午前9:00～11:30 午後1:00～4:00 ※土・日曜、祝日を除きます。	高砂町5番1号 中央保健福祉センター(すこやかプラザ) 8階講堂

※申告受付日にかかる、町ごとの割り当てについては次ページをご確認ください。

支所・行政センター 管内

受付期間	申告会場
受付日程・申告会場等については次ページをご確認ください。	

整理券の配付について

来場時に整理券(当日のみ有効)を配付します。

令和8年〇月〇日

見本

1

呼出予定

〇:〇〇～〇:△△

お呼びするまでお待ちください

- ㊦ 来場日
整理券は記載された日付でのみ有効です。ご注意ください。
- ㊦ 整理券の番号
番号順にお呼びしますが、来場者の申告内容によって順番が前後する場合があります。
- ㊦ 呼出予定時間
混雑状況により、呼出時間が遅くなる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 事前予約はできません。順番取りのため早朝からお並びになるのはご遠慮ください。

整理券配付開始時間

各会場申告受付当日の8:45から整理券をお配りします。

※ただし、下記の申告受付会場は配付開始時間が異なりますのでご注意ください。

宇久(1日目) 13:45～、黒島(1日目) 12:45～、高島 10:45～

申告受付日程(受付日ごと町名一覧)

本庁管内

申告会場	受付日	受付指定町名	受付日	受付指定町名
中央保健福祉センター (すこやかプラザ) 8階講堂	2月 6日(金)	大黒、新港、立神	2月24日(火)	泉、常盤、長尾、元、谷郷、赤崎、宮地、船越、下船越
	2月 9日(月)	折橋、春日	2月25日(水)	園田、平瀬、松浦、相生、赤木、天満、湊、横尾
	2月10日(火)	天神1～3丁目	2月26日(木)	清水、保立、比良、東大久保、西大久保、熊野、名切、東浜
	2月12日(木)	天神4～5丁目、十郎新町	2月27日(金)	今福、御船、梅田、松山、長坂、鹿子前(本庁管内)
	2月13日(金)	福田、中通、花園、八幡、上、高砂	3月 2日(月)	天神、木風、崎辺
	2月16日(月)	若葉、潮見、藤原、福石	3月 3日(火)	神島、小島、石坂、矢岳
	2月17日(火)	田代、烏帽子、木場田、浜田、万徳、栄、鶴渡越、桜木、庵浦、野崎、俵ヶ浦	3月 4日(水)	祇園、高天、勝富、松川、光月、島瀬
	2月18日(水)	白南風、三浦、須田尾、峰坂、戸尾	3月 5日(木)	須佐、小佐世保
	2月19日(木)	本島、上京、宮崎、京坪、下京、塩浜、万津、山県、島地、稲荷、東山、干尽、大宮	3月 6日(金)	高梨、白木、山祇
	2月20日(金)	俵、金比良、宮田、城山、山手	3月 9日(月) ～ 3月16日(月)	指定日に申告できなかった方(支所・行政センター管内含む) ※土・日曜除く

支所・行政センター管内【受付時間:9:30～11:30 午後1:00～3:30】 ※黒島地区、高島地区、宇久地区は時間が異なりますのでご注意ください。

申告会場	受付日	受付指定町名	
鹿町地区 コミュニティセンター	2月 2日(月)	鹿町(船ノ村、下歌ヶ浦、上歌ヶ浦、長串、大屋、中野)	
	2月 3日(火)	鹿町(土肥ノ浦、口ノ里、鹿町、深江、深江潟、新深江)	
江迎地区 コミュニティセンター	2月 4日(水)	江迎(上川内、埋立、猪調、田ノ元、飯尾、中尾、末橋、三浦、北平、乱橋)	
	2月 5日(木)	江迎(小川内、赤坂、志戸氏、七腕、梶ノ村、北田、飯良坂、根引、栗越、奥川内、長坂)	
江上地区 コミュニティセンター	2月 6日(金)	午前 有福	
		午後 指方、江上、ハウステンボス	
小佐々地区 コミュニティセンター	2月 9日(月)	小佐々(小坂、臼ノ浦、矢岳)	
	2月10日(火)	小佐々(黒石、田原、平原、岳ノ木場、西川内、葛籠、楠泊)	
柚木地区 コミュニティセンター	2月12日(木)	午前 柚木元、筒井、柚木、小舟	
		午後 上柚木、潜木、高花、川谷、里美、戸ヶ倉、下宇戸	
宮地区 コミュニティセンター	2月13日(金)	午前 瀬道、萩坂、奥山、宮津	
		午後 南風崎、城間、長畑	
広田地区 コミュニティセンター	2月16日(月)	午前 崎岡、重尾、浦川内、中原、広田、広田1～4丁目	
		午後 権常寺、権常寺1丁目	
宇久行政センター	2月17日(火)	宇久(平)	(受付時間)午後2:00～4:00 ※受付人数の制限により、当日受付できない場合があります
	2月18日(水)	宇久(神浦、飯良、本飯良、寺島、太田江)	(受付時間)午前9:00～11:30 午後1:00～4:00
	2月19日(木)	宇久(平、野方、大久保、木場)	(受付時間)午前9:00～11:30 午後1:00～4:00
	2月20日(金)	宇久(小浜)	(受付時間)午前9:00～11:00
黒島地区 コミュニティセンター	2月17日(火)	黒島	(受付時間)午後1:00～4:00
	2月18日(水)	黒島	(受付時間)午前9:00～12:00 午後1:00～2:00
針尾地区 コミュニティセンター	2月19日(木)	午前 針尾東、針尾中	
		午後 針尾西、針尾北	
高島漁業体験館	2月20日(金)	高島	(受付時間)午前11:00～12:00 午後1:00～3:00
世知原支所	2月24日(火)	世知原(開作、上野原、槍巻、赤木場)	
	2月25日(水)	世知原(長田代、太田、木浦原、笥瀬、岩谷口、栗迎、北川内、中通、矢櫃)	
吉井地区 コミュニティセンター	2月26日(木)	吉井(草ノ尾、福井、板樋、梶木場、直谷)	
	2月27日(金)	吉井(春明、踊瀬、橋川内、橋口、大渡、前岳、上吉田、田原、吉元、下原、乙石尾、高峰、立石)	
三川内地区 コミュニティセンター うつわ歴史館2階ホール	3月 2日(月)	午前 桑木場、新替、三川内本、口の尾、吉福、横手、江永、下の原	
		午後 心野、木原、新行江、塩浸、三川内、三川内新	
大野地区 コミュニティセンター	3月 3日(火)	午前 瀬戸越、瀬戸越1～4丁目、田原、矢峰、松原	
		午後 楠木(大野支所管内)、原分、松瀬、知見寺、大野	
中里皆瀬地区 コミュニティセンター 文化ホール	3月 4日(水)	午前 中里、吉岡、下本山、上本山、八の久保、岳野	
		午後 皆瀬、野中、楠木(中里皆瀬支所管内)、菰田、十文野、牧の地、踊石、白仁田、小川内	
早岐地区 コミュニティセンター	3月 5日(木)	花高1～4丁目	
	3月 6日(金)	早岐1～3丁目、田の浦、勝海、陣の内、上原、平松、早苗、若竹台	
日宇地区 コミュニティセンター	3月 9日(月)	黒髪、もみじが丘	
	3月10日(火)	大塔、日宇、大和、白岳、沖新、卸本、大岳台、ひうみ	
相浦地区 コミュニティセンター	3月11日(水)	母ヶ浦、日野、星和台、椎木、鹿子前(相浦支所管内)	
	3月12日(木)	相浦、小野、大潟、愛宕、上相浦、木宮、川下、新田、竹辺、浅子、光、棚方	

申告をしなければならない人

令和8年1月1日現在、佐世保市内に住所のある人で、下記項目に該当する人です。

ただし、所得税の確定申告を行うと、市民税・県民税・国民健康保険税等も申告したことになります。

※申告書は昨年の申告状況などにより1月下旬ごろ送付します。申告書が届いていない人でも、下記に該当する場合は申告が必要です。

- 佐世保市の国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者
およびその世帯の世帯主

※収入がなくても申告が必要です。

- 営業等、農業、不動産、配当、一時、雑所得などの所得がある人

※給与や年金以外の所得が20万円以下のため所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。
(年末調整をしている人も含みます)

- 給与所得者で次に該当する人

- 1 勤務先で年末調整をしていない人

令和7年中に退職し再就職していない人、日雇いの人など

- 2 給与以外の所得がある人

営業等・農業・不動産・配当・一時・雑所得(公的年金等所得を含む)など

- 公的年金等の受給者で次に該当する人

公的年金等以外の所得がある人

給与・営業等・農業・不動産・配当・一時・雑所得など

- 各種控除を追加する人

扶養(16歳未満の方を含む)、障害者、寡婦、ひとり親、社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金など

※公的年金等の収入が400万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、各種控除の追加を行う場合は、市県民税の申告が必要です。

- 収入がなかった人

- 1 各種手続で所得確認が必要な人

(児童手当・就学支援・医療給付・保育所入所など)

- 2 所得課税証明書が必要な人

(扶養認定・健康保険関係・公営住宅など)

※所得課税証明書の発行には申告が必要です。(ご家族の扶養親族になっている人も含む。)

(市HP)



※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申告に必要なもの

1 市・県民税の申告書

申告書は昨年の申告内容などを基に送付します。

ご自宅に届いている場合は持参してください。

申告書をお持ちでない人は、申告会場でお申し出ください。

2 個人番号および本人確認書類

- ① マイナンバーカード

- ② 個人番号のわかる書類 + 身分証明書各種

①、②いずれかの書類が必要となります。

3 収入に関する書類

- (1) 給与・年金収入がある人

● 令和7年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票
給与収入がある人で、源泉徴収をしていない事業所などに勤務されている場合は、雇用主からの支払証明書や月別の収入がわかる書類

- (2) 営業等、農業、不動産などの収入がある人

● 令和7年中の収入金額や必要経費がわかる書類
帳簿および領収書、報酬の支払証明書など

● 収支内訳書

事前に作成し、申告会場へご来場ください。

- (3) その他収入がある人

● 令和7年分の一時所得や雑所得、配当所得などの収入金額や必要経費がわかる書類

4 控除に関する書類

- (1) 配偶者控除・扶養控除

● 被扶養者の個人番号のわかる書類(コピー可)

- (2) 障害者控除

● 本人や扶養親族の障害者手帳など(コピー可)

- (3) 社会保険料控除

● 令和7年中に支払った社会保険料の支払額がわかる書類
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・任意継続した健康保険料・国民年金保険料の領収書や支払証明など

- (4) 生命・地震保険料控除

● 令和7年中に支払った生命保険料、地震保険料の控除証明書

- (5) 寄附金控除

● 令和7年中に次の団体に支払った寄附金の領収書など
(控除の適用は、支払った合計額が2千円を超える場合)
都道府県、市区町村、長崎県共同募金会、日本赤十字社長崎県支部、条例で指定された法人や団体

- (6) 小規模企業共済等掛金控除

● 令和7年中に支払った小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金および心身障害者扶養共済掛金の支払金額がわかる書類

- (7) 勤労学生控除

● 本人の学生証(コピー可)

- (8) 医療費控除

● 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
令和7年中に医療を受けた人、支払った医療費、医療機関名および生命保険などで補てんされた金額などをまとめたもの。事前に作成し、申告会場へご来場ください。

医療費控除明細書の記入例

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
佐世保 太郎	○△病院	□診療・治療 □医薬品購入 □その他の医療費	12,000 円	円
〃	JR.〇〇バス	□診療・治療 □医薬品購入 □その他の医療費	1,560	

税証明窓口からのお知らせ

Q 去年の収入はなかったけど、申告は必要なの？

A 次の場合は、収入0円でも申告が必要です。

- 各種手続きで所得確認が必要な人

(児童手当・就学支援・医療給付・保育所入所など)

- 所得課税証明書が必要な人

(扶養認定・健康保険関係・公営住宅など)

※ 所得課税証明書などが必要となる方は申告期間内に

申告をしてください。期間後に申告された場合は、証

明書の発行に日数を要することがあります。

※ 給与・年金の支払者から佐世保市役所へ支払報告書が

提出されている方は、ご自身で申告しなくても所得課

税証明書を取得できます。

税制改正のお知らせ(申告関係)

税制改正に伴い、令和8年度(令和7年分)から市民税・県
民税の取扱いが変わります。

- 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が65万円(現行55万円)に
引上げられます。

- 扶養親族等の所得要件の見直し

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が引上げ
られます。

- ・ 同一生計配偶者および扶養親族

→ 合計所得金額の要件が58万円(現行48万円)以下
(給与のみなら年収123万円以下に引上げられます)。

- ・ ひとり親の生計を一にする子

→ 総所得金額等の要件が58万円(現行48万円)以下。

- ・ 勤労学生

→ 合計所得金額の要件が85万円(現行75万円)以下。

- 特定親族特別控除の創設

特定親族を有するとき、その方が扶養親族の所得要件を
超えている場合でも、合計所得金額が123万円までは
段階的に控除が受けられます。

※「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以
上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給
与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く)
で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をい
います。

※ 詳しくは市ホームページをご覧ください。

(市HP)



【問い合わせ先】 佐世保市役所 財務部 市民税課

TEL(代表)0956-24-1111 (内線)2204~2208

佐世保税務署からのお知らせ

- 佐世保税務署では、年始から2月15日までの
期間は、令和7年分の申告の作成及び相談
を行っておりません。

- ・ 同期間については、令和6年分以前(過年分)の申告書の作
成及び相談のみ、事前予約の上で受け付けております。

※ 過年分の相談の予約は、事前に佐世保税務署へご連絡ください。

- 確定申告会場は2月16日(月)から開設し
ます(令和7年分の申告書の作成を含む)。

- ・ 申告相談は、午前9時から開始します。

- ・ 確定申告会場での相談を希望される方は、LINEによる **オン
ライン事前予約**をご利用ください。

※ 土・日曜日及び祝日は休みです。

(国税庁LINE公式アカウント)

※ 入場整理券(当日受付分)は毎朝8時30分

から1階ロビーで配付します。なお、今年度か
ら駐車場に並ばれている方への個別配付は行
いません。



※ LINE及び入場整理券ともに相談枠に限りがあります。

- 確定申告会場では原則、スマートフォンとマ
イナンバーカードで申告書の作成を行って
いただきます。

- ・ 確定申告会場へお持ちいただくもの

① 申告書作成に必要な書類

② スマートフォンとマイナンバーカード

③ マイナンバーカードのパスワード2種類

- ・ 署名用電子証明書(英数字6桁~16桁)

- ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

※ 確定申告会場へご来場される前に、マイナ

ンバーカードの有効期限(本体及び電子証明書)

とパスワード2種類を必ずご確認ください。



(有効期限が過ぎている場合やパスワードが

不明な場合、申告書の提出が終了できません。申告書の提出が終了し
ない場合、マイナンバーカードの更新後やパスワード再設定後に再来
場していただくか、ご自分で送信していただくことになります。)

※ マイナンバーカードの更新やパスワードの再設定は、市役所1階戸
籍住民窓口課、各支所及び宇久行政センターで手続きが可能です。
新しいカードは交付までに約2ヶ月要しますので、早めの手続きを
お願いします。

令和7年分確定申告の申告期限と納期限

所得税・贈与税	令和8年3月16日(月)
個人事業者の消費税	令和8年3月31日(火)

【問い合わせ先】 佐世保税務署

TEL.0956-22-2161(自動音声でご案内しています)

事業主のみなさんへ

1. 給与支払報告書の提出期限について

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出期限は2月2日(月)です。

給与支払報告書の提出は便利なエルタックスをご利用ください。

2. 従業員の住民税は特別徴収で納めましょう

給与所得者である従業員の個人住民税(市県民税)は、事業主が特別徴収によって納入することが義務付けられています。

法令に基づく適正な特別徴収の実施について、ご理解とご協力をお願いします。



マイナンバーの
記載が必要です

<https://www.eltax.lta.go.jp>

